

平成 25 年度自動車交通騒音の状況

(1) 自動車騒音常時監視の実施状況

1) 施行状況

自動車騒音常時監視は、騒音規制法第18条に基づき、都道府県知事及び市（特別区を含む。）長が自動車騒音の状況を監視し、その結果を環境省へ報告する法定受託事務である。

同事務は、騒音規制法の改正により平成12年度に96地方公共団体（47都道府県及び騒音規制法第25条に基づき政令で定めた市）で始まったが、新たな中核市・特例市の誕生等に伴い、実施団体数が年々増加した。さらに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）に基づき、平成24年4月1日付で都道府県から一般市へ権限委譲が行われ、平成25年度は860地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、42中核市、40特例市、711一般市）が同事務を行うこととなった（都道府県は町村の評価対象を実施）。このうち、828地方公共団体において評価が実施された（図1及び別表）。

同事務では、「騒音に係る環境基準」（平成10年環境庁告示第64号）に基づき、道路に面する地域における環境基準の達成状況を評価することとしており、必要に応じて自動車騒音の測定を行うこととしている。なお、評価の対象とする範囲は、道路端の両側から50mの範囲にある住居等としている。

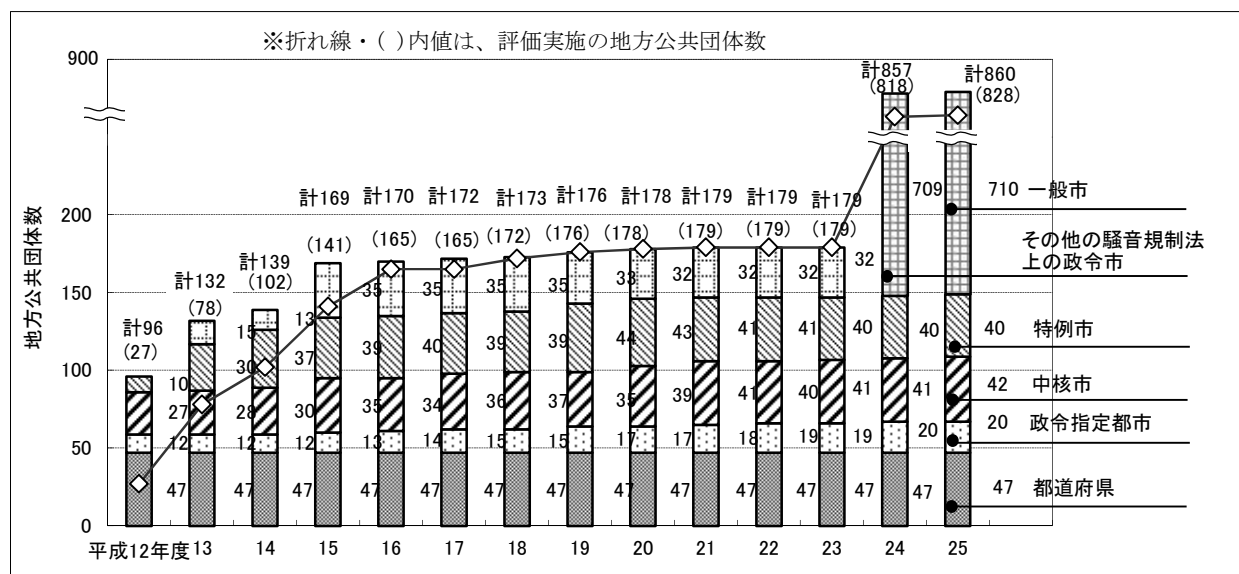


図1 自動車騒音常時監視を実施する地方公共団体数の推移

2) 評価の対象とされた道路・住居等の状況

平成25年度は、延長46,347kmの道路（高速自動車国道2,025km、都市高速道路184km、一般国道16,205km、都道府県道25,897km、4車線以上の市区町村道1,935km、その他の道路100km）に面する地域について、7,209千戸の住居等を対象に、環境基準の達成状況が評価された（図2）。なお、評価対象住居等の戸数は、上位10都道府県で約7割を占めた（表1）。また平成24年度に比べ、評価対象は道路延長で5,297km、住居等で566千戸それぞれ増加している。

道路種類別に評価区間（評価に当たり、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したもの。）の延長を集計したところ、総延長に対する各道路の割合（抽出率）は0.2～29.3%であり、一般国道が最も高く、市区町村道が最も低くなっている（表2）。また評価区間の総数は27,789区間で、評価区間の平均延長は1.7km/区間であった（表3）。

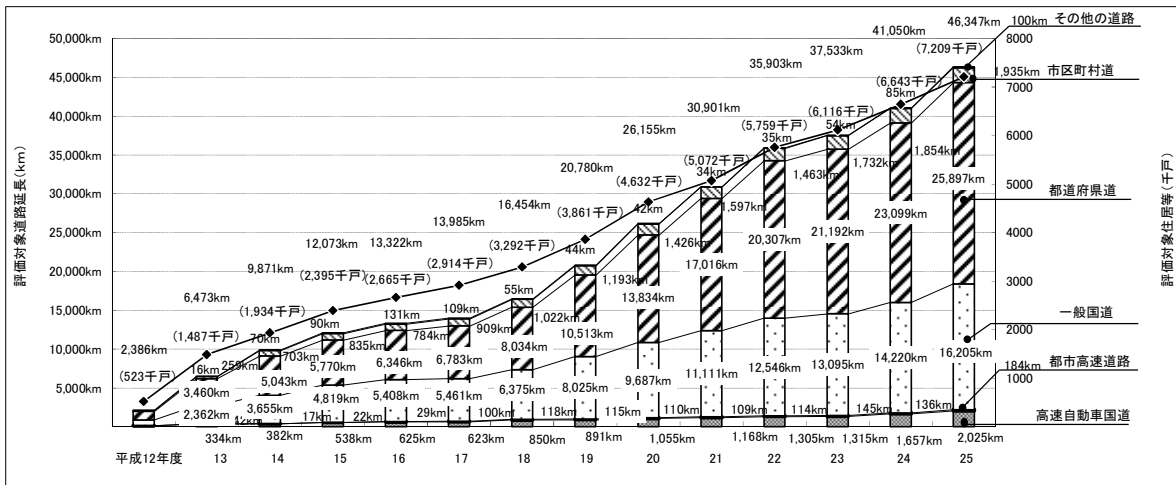


図2 自動車騒音常時監視における評価対象数※1

表1 都道府県別の評価対象住居等割合

都道府県名	評価対象住居等	
	戸数 (千戸)	全国に占める割合
1. 東京都	1,173	16.3%
2. 大阪府	877	12.2%
3. 神奈川県	630	8.7%
4. 愛知県	477	6.6%
5. 北海道	432	6.0%
6. 兵庫県	350	4.8%
7. 福岡県	314	4.4%
8. 埼玉県	284	3.9%
9. 千葉県	217	3.0%
10. 京都府	208	2.9%
その他(37府県)	2,249	31.2%
計	7,209	100.0%

※1 ・平成12年度は、道路種類別内訳が不明。
・端数処理の関係で、合計値が合わないことがある。

※2 ・出典：道路統計年報2013（平成25年4月/国土交通省平成24年4月1日現在の状況）より。
・都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡高速道路、北九州高速道路、広島高速道路）の延長は、各管理会社HPより算出。都道府県道と市区町村道延長と重複計上。

表2 道路総延長に占める評価延長の割合

道路種類	総延長※2 (km)	評価区間 合計(km)	割合 (抽出率)
高速自動車国道	8,050	2,025	25.2%
都市高速道路	813	184	22.7%
一般国道	55,222	16,205	29.3%
都道府県道	129,396	25,897	20.0%
市区町村道	1,022,248	1,935	0.2%
その他の道路	-	100	-
計	-	46,347	-

表3 道路種類別の評価区間の数と平均延長

道路種類	評価区間 延長(km)	評価区間 数(区間)	平均延長 (km/区間)
高速自動車国道	2,025	1,483	1.4
都市高速道路	184	203	0.9
一般国道	16,205	10,002	1.6
都道府県道	25,897	14,137	1.8
市区町村道	1,935	1,889	1.0
その他の道路	100	75	1.3
計	46,347	27,789	1.7

(2) 環境基準の達成状況

1) 全体の状況

評価対象とされた7,209.3千戸のうち、昼間（6時～22時）・夜間（22時～6時）のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは514.0千戸（7.1%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは253.0千戸（3.5%）であった（図3）。

幹線交通を担う道路に近接する空間^{※3}（以下「近接空間」という。）の基準値が適用される地域における3,033.1千戸について、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは357.8千戸（11.8%）、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは173.0千戸（5.7%）であった。一方、非近接空間^{※3}における4,176.3千戸について、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは156.2千戸（3.7%）、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは80.0千戸（1.9%）であった。

※3 下線 付きの語句の説明は、本資料の末尾を参照下さい。

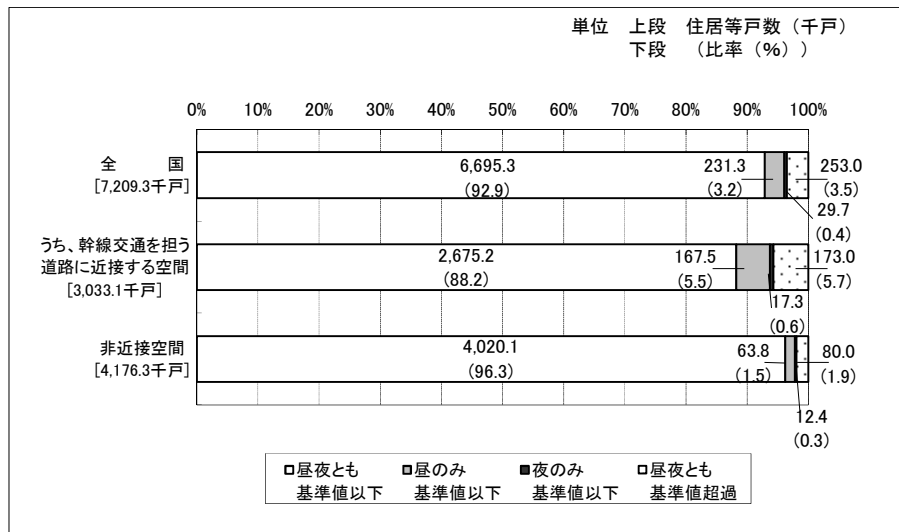


図3 環境基準の達成状況（全体）

2) 道路種類別の状況

道路種類別に集計したところ、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していた割合がもっとも高かったのは都市高速道路であり、65.4千戸のうち7.5千戸（11.5%）であった（図4）。

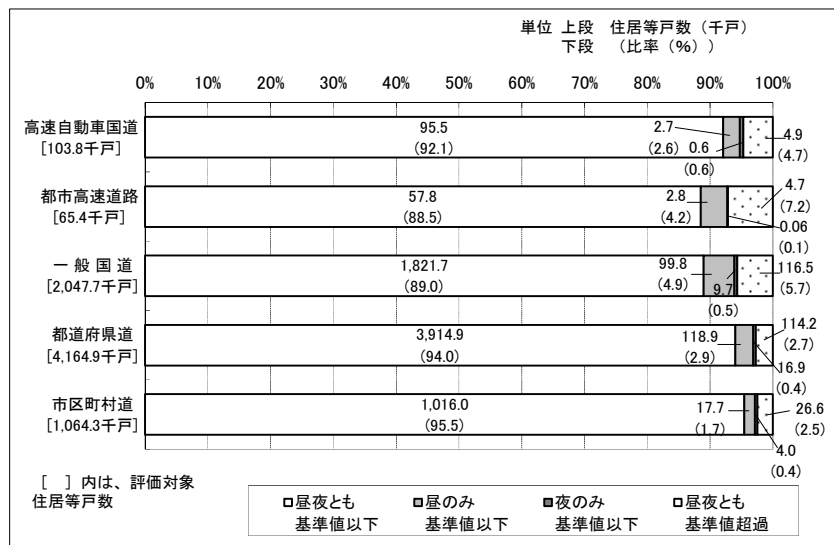


図4 環境基準の達成状況（道路種類別・全体）

道路種類別、かつ近接空間・非近接空間別に集計した結果を、図5及び図6に示す。

近接空間において、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していた割合が最も高かったのは都市高速道路であった。都市高速道路では22.8千戸中4.2千戸(18.3%)であった。また非近接空間において、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していた割合が最も高かったのは高速自動車国道で、65.8千戸中5.6千戸(8.5%)であった。

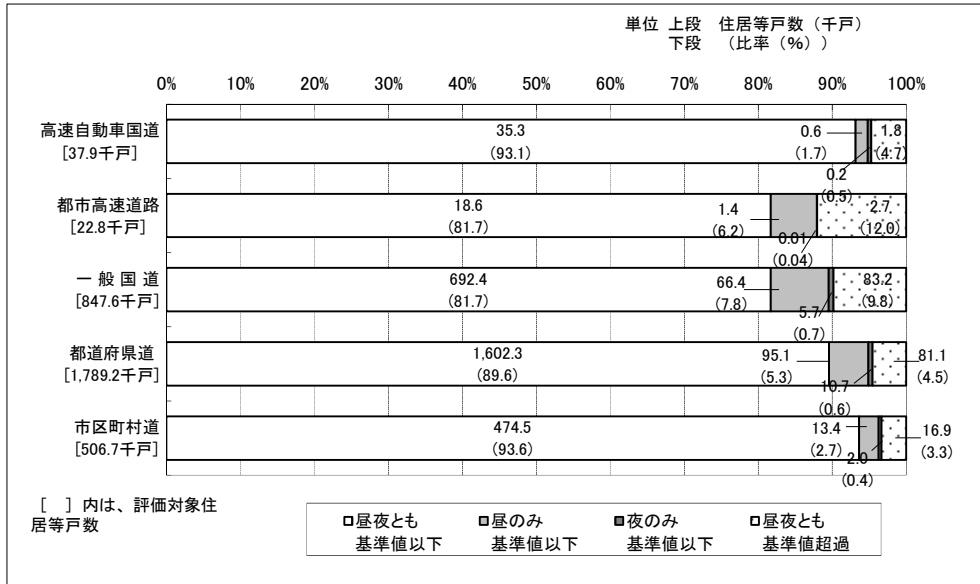


図5 環境基準の達成状況 (道路種類別・近接空間)

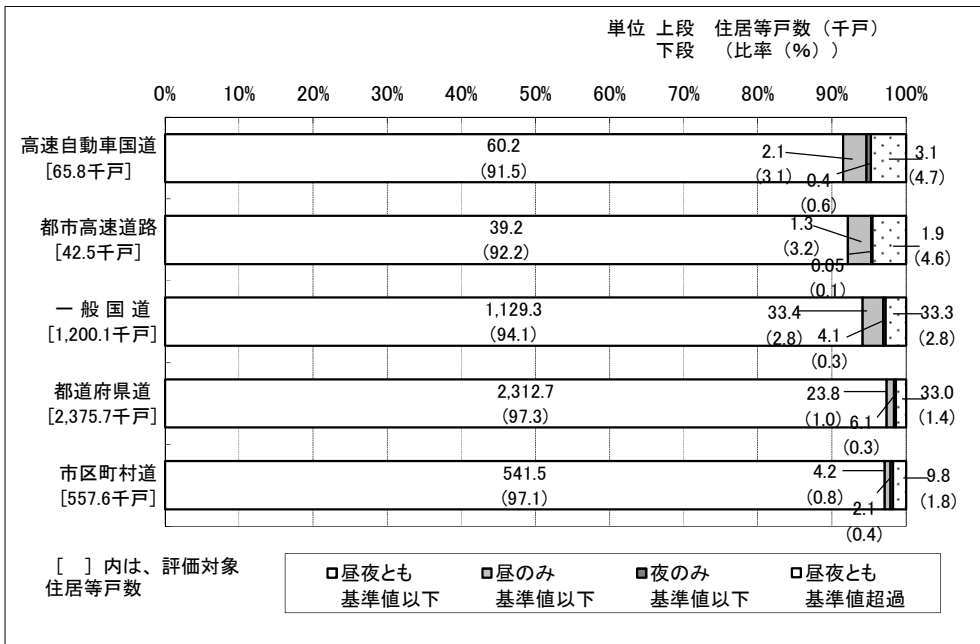


図6 環境基準の達成状況 (道路種類別・非近接空間)

3) 複合断面道路の状況

評価対象とされた住居等のうち、複合断面道路^{※3}に面する地域にあるとされた277.8千戸について集計した結果を図7に示す。

昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは、54.9千戸（19.8%）であった。また近接空間の基準値が適用される地域における125.3千戸について、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは36.5千戸（29.1%）、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは26.0千戸（20.8%）であった。

※3 下線__付きの語句の説明は、本資料の末尾を参照下さい。

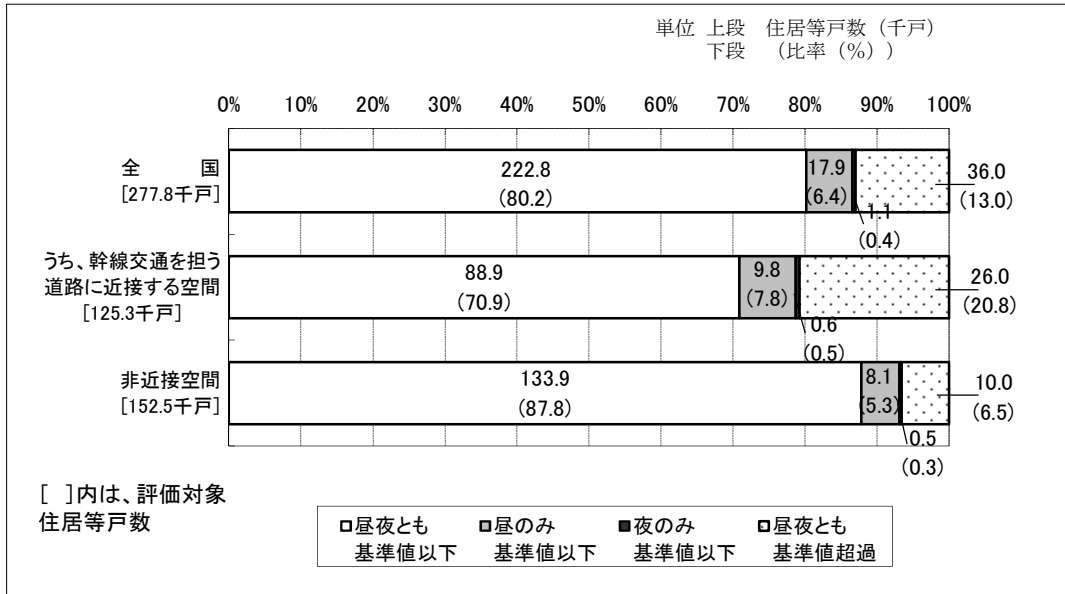


図7 環境基準の達成状況（複合断面道路に面する地域）

4) 経年変化の状況

平成12年度から平成25年度までの、環境基準の達成状況の経年変化を図8に示す。

各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がある^{※4}が、環境基準の達成状況は、近年、比較すると緩やかな改善傾向にある。

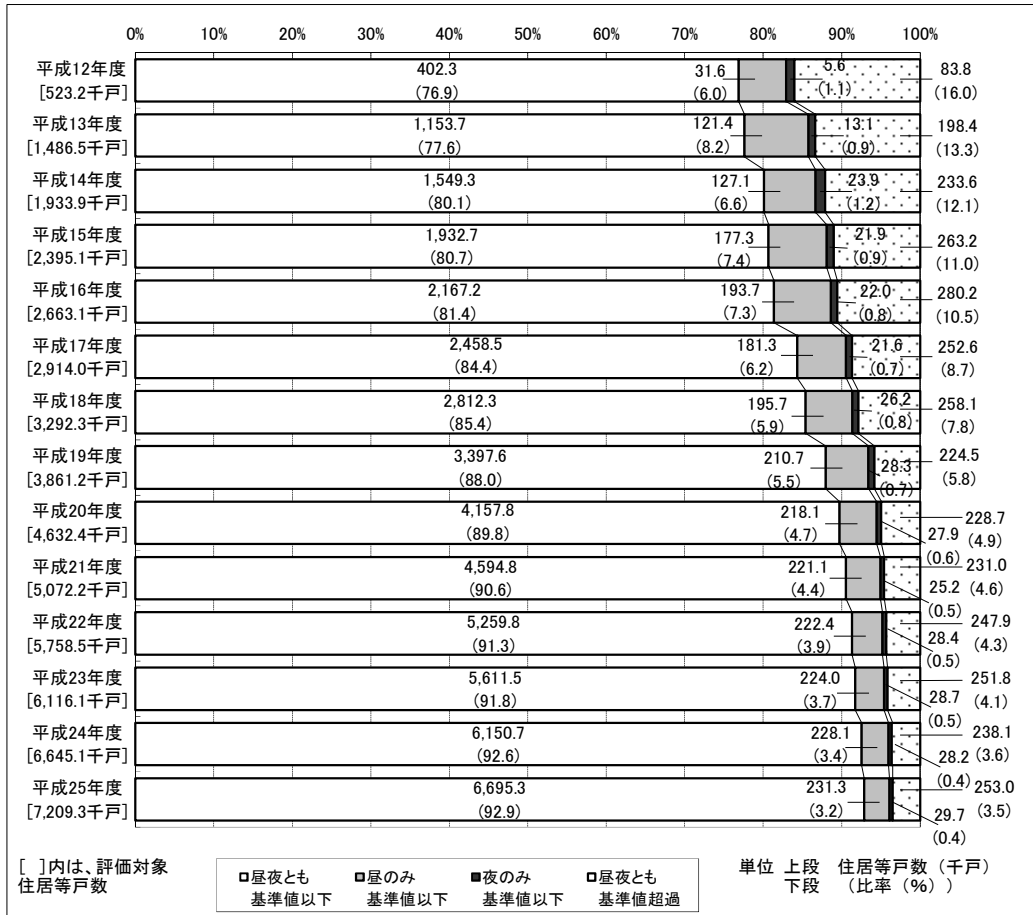


図8 環境基準の達成状況 (全国・経年変化)

※4 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について (平成17年6月29日付け環境省環境管理局长通知)」に基づき監視の実施計画を策定しており、原則として平成18年度以降5年で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしている。

(参考) 騒音測定地点における状況

環境基準の地域類型が当てはめられている地域において、幹線交通を担う道路の道路端に設けられた騒音測定地点における騒音測定結果と環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）を便宜的に比較したものを図9及び図10に示す。なお、下図に示された値は道路端で測定された値との比較値であり、個別の住居等へ到達する騒音の状況を示したものではないため、環境基準の達成状況を表すものではないことに注意を要する。

道路種別毎に結果を見ると、昼間に環境基準(70dB)を超過する割合が最も高かったのは一般国道(31.9%)であり、6dB以上超過する割合が最も高かったのは都市高速道路(2.4%)であった。また夜間に環境基準(65dB)を超過する割合が最も高かったのは都市高速道路(53.7%)であり、6dB以上超過する割合が最も高かったのは一般国道(9.3%)であった。

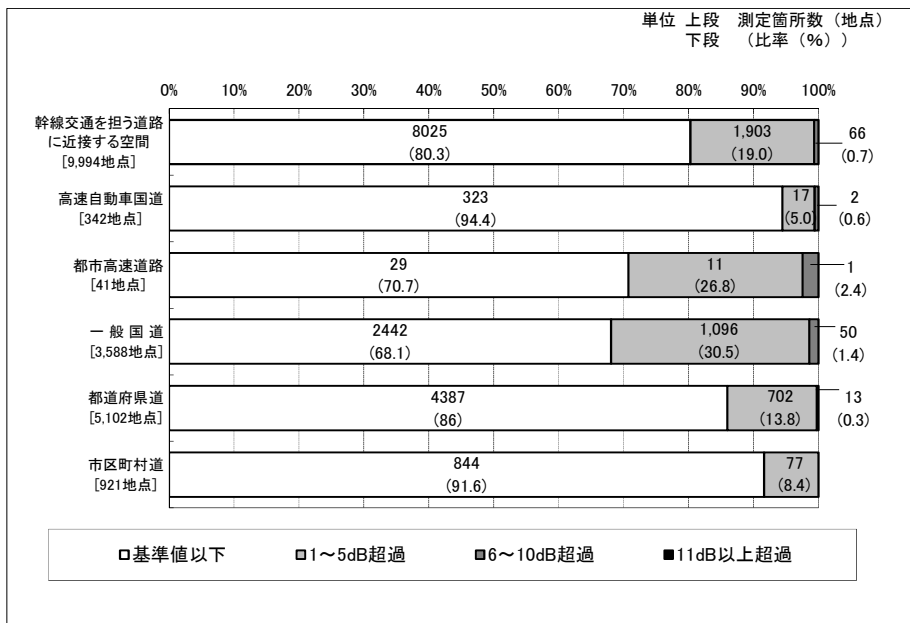


図9 騒音測定地点における状況（昼間／環境基準 70dB との差分）

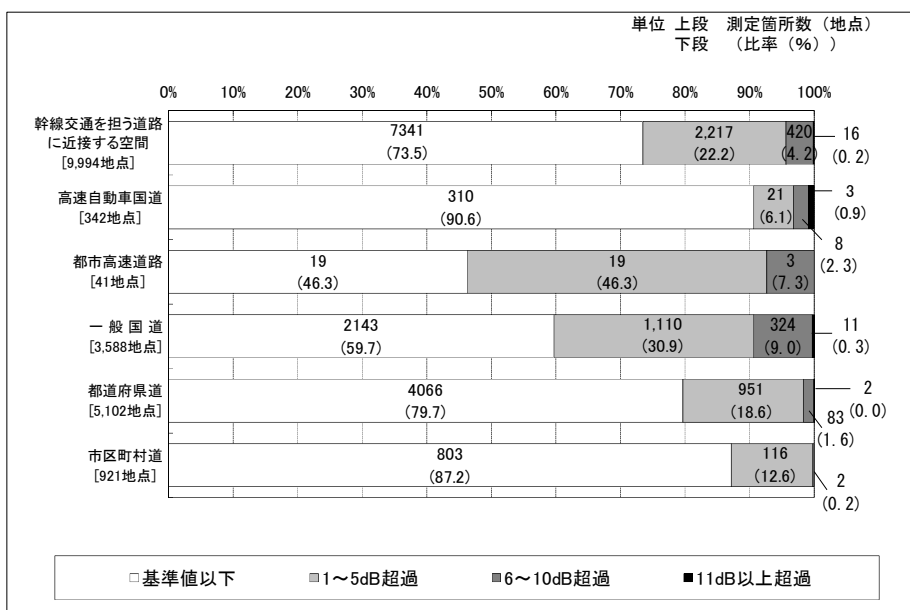


図10 騒音測定地点における状況（夜間／環境基準 65dB との差分）

(別表) 自動車騒音常時監視を実施した地方公共団体 (平成 25 年度)

※ は平成 24 年度報告から種別が変更した地方公共団体。

※薄いメッシュを付けた団体は、平成 25 年度に【評価対象地域がない】又は、【次年度以降に評価を行う計画である】ため、評価を実施していない地方公共団体を表す。

都道府県 (47)	政令指定市 (20)	中核市 (42)	特例市 (40)	一般市 (711)
北海道	札幌市	旭川市 函館市	—	小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市
青森県	—	青森市	八戸市	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、 つがる市 、 平川市
岩手県	—	盛岡市	—	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、 陸前高田市 、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 滝沢市
宮城県	仙台市	—	—	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市
秋田県	—	秋田市	—	能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市
山形県	—	—	山形市	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市
福島県	—	郡山市 いわき市	—	福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、 田村市 、南相馬市、 伊達市 、本宮市
茨城県	—	—	水戸市 つくば市	日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、 行方市 、銚田市、つくばみらい市、小美玉市
栃木県	—	宇都宮市	—	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市
群馬県	—	前橋市 高崎市	伊勢崎市 太田市	桐生市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市
埼玉県	さいたま市	川越市	川口市 所沢市 越谷市 草加市 春日部市 熊谷市	行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、 吉川市 、ふじみ野市、 白岡市
千葉県	千葉市	船橋市 柏市	—	銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、 南房総市 、 匝瑳市 、香取市、山武市、いすみ市、 大網白里市

都道府県 (47)	政令指定市 (20)	中核市 (42)	特例市 (40)	一般市 (710)
東京都	—	—	—	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
神奈川県	横浜市 相模原市 川崎市	横須賀市	小田原市 大和市 平塚市 厚木市 茅ヶ崎市	鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
新潟県	新潟市	—	長岡市 上越市	三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市
富山県	—	富山市	—	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市
石川県	—	金沢市	—	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市
福井県	—	—	福井市	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市
山梨県	—	—	甲府市	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市
長野県	—	長野市	松本市	上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
岐阜県	—	岐阜市	—	大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市
静岡県	静岡市 浜松市	—	沼津市 富士市	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市
愛知県	名古屋市	豊田市 豊橋市 岡崎市	春日井市 一宮市	瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市
三重県	—	—	四日市市	津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市
滋賀県	—	大津市	—	彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
京都府	京都市	—	—	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市

都道府県 (47)	政令指定市 (20)	中核市 (42)	特例市 (40)	一般市 (710)
大阪府	大阪市 堺市	高槻市 東大阪市 豊中市	吹田市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 岸和田市	池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市
兵庫県	神戸市	姫路市 西宮市 尼崎市	明石市 加古川市 宝塚市	洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市
奈良県	—	奈良市	—	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市
和歌山県	—	和歌山市	—	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市
鳥取県	—	—	鳥取市	米子市、倉吉市、境港市
島根県	—	—	松江市	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市
岡山県	岡山市	倉敷市	—	津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市
広島県	広島市	福山市	呉市	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市
山口県	—	下関市	—	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
徳島県	—	—	—	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市
香川県	—	高松市	—	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市
愛媛県	—	松山市	—	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市
高知県	—	高知市	—	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市
福岡県	北九州市 福岡市	久留米市	—	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市
佐賀県	—	—	—	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市
長崎県	—	長崎市	佐世保市	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市
熊本県	熊本市	—	—	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市
大分県	—	大分市	—	別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市
宮崎県	—	宮崎市	—	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市
鹿児島県	—	鹿児島市	—	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市
沖縄県	—	那覇市	—	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市

※都道府県は町村の評価対象を実施。

(※3 本文中の用語の説明)

「幹線交通を担う道路」

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市区町村道。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」

次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

「非近接空間」

幹線交通を担う道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間を除く地域。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」の背後地にあたる。

「複合断面道路」

複数の道路により断面が構成される道路。